

令和6年第1回長与町議会定例会総務厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和6年3月11日
招集場所 長与町議会第1委員会室

出席委員

委員長	金子 恵	副委員長	堤 理 志
委員	藤田 明美	委員	岡田 義 晴
委員	八木 亮三	委員	西田 健
委員	西岡 克之		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議会事務局長 荒木 秀一 係 長 江口 美和子

説明のため出席した者

総務部長 青田 浩二
(総務課)

課 長 荒木 隆 課長補佐 石川 俊介
課長補佐 金子 寛之

住民福祉部長 宮崎 伸之
(こども政策課)

課 長 宮司 裕子 課長補佐 藤吉 有見
係 長 山口 陽子 係 長 尾田 光洋

健康保険部長 森川 寛子
(介護保険課)

課 長 村田 佳美 参 事 中村 宰子
係 長 浦川 真 係 長 堤 圭一郎

教育委員会理事 鳥山 勝美

本日の委員会に付した案件

- 議案第 4号 長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 5号 長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 6号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 7号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 8号 長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

議案第 9号 長与町介護保険条例の一部を改正する条例

議案第10号 長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第11号 長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

議案第12号 長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

議案第13号 長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

開会 9時28分

閉会 11時56分

○委員長（金子恵委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の総務厚生常任委員会を開会いたします。

令和6年第1回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました議案第4号長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

改めまして皆さんおはようございます。それでは、議案第4号につきまして提案理由を申し上げます。本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が公布されまして、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、別表第2が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の概要につきましては、「法別表第2の第2欄の事務」が「特定個人番号利用事務」と、「同表の第4欄の特定個人情報」が「利用特定個人情報」と、それぞれ定義されることに伴う改正でございます。なお附則につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律附則第1条本文に規定する日から施行することとしております。以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この条例改正が行われた場合に、その改正する前と後で利用する住民が何らかの変更を伴うものなのか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

現行の条例の規定の内容が、独自利用に関するものあるいは町内の連携に関するものということになっておりまして、法律上も何ら取り扱いが変わらないということですので、この本町の条例についても住民等含め手続等の変更はございません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですかね。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第4号長与町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第5号の審査に入りたいと思います。議案第5号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

では、議案第5号につきまして提案理由を申し上げます。本条例につきましては、昨今の社会経済情勢や類似団体等の状況に鑑み、長与町特別職報酬等審議会における答申を尊重し、町議会議員の報酬月額を改定するものでございます。昨年11月17日に開催いただきました特別職報酬等審議会において、報酬額の過去の改定経緯や社会経済情勢の動向、人口、産業構造が似通っている類似団体、その他県内8町の状況などを参考に議員報酬について諮問を行ったところでございます。会議では、類似団体や近隣町との比較、議会の活動状況、財政状況や改定した場合の影響、町長の給与との比較などを基に2回にわたり慎重に審議いただきました。その結果、本年1月29日に令和6年4月から報酬月額の増額改定を行うことが妥当であるとの答申を受けましたので、ご提案申し上げる次第でございます。改定後の額につきましては、議長36万8,000円、副議長31万円、議員28万3,000円、委員長29万6,000円でございます。なお第5条の改正については、公職選挙法の改正により同法第11条第1項第1号が削除とされていることに伴うもの。また附則では、条例の施行日を令和6年4月1日としております。以上が、議案第5号の提案理由でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今お配りいただいた資料で、長与町特別職報酬等審議会から町長へ答申したものがありますが、この裏面の審議内容というのをちょっと見ますと、長年据え置かれている、審議会も開かれていないということだと思えるんですが、今回のこの見直しといいたいまいしょうか、その審議会が開かれたきっかけといいたいまいしょうか何か理由があるのか、それをち

よっとお聞きします。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

審議会の開催を検討する契機となったのは、町議会議長から審議会の開催依頼を頂いたことでございます。お配りした資料にもありますとおり、前回平成23年に審議会が開催されてから12年が経過しているということ、開催するに当たって各種情報を整理してきたわけでございますけれども、現在の調整の状況であったり、社会情勢、類似団体の状況も非常に変わってきているということ踏まえて審議、提言を頂きたいということから、審議会の開催を決定したところでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

議長から依頼があったということですね。伺いたいのは、今まで長年その開かれなかった間には、その当時の本町議会の議長からそういう開催の依頼というのは、じゃあ、なかったということなんでしょうか。それとも、あったけれども開かれなかったのか。ちょっとまずそれをお願いします。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

これまでの間にはそういった依頼はなかったものというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

そうしますと、先ほどの議長からの開催依頼っていうのはいつだったんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

依頼文書は令和5年7月31日付で、本町では8月1日に收受しております。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この先ほどの資料の裏面で6行目7行目ですかね、特別職の給料および報酬については現在まで据え置かれている状況であるとありますが、同じぐらいの長期間、他の特別職、町長とか三役ですかね、の報酬も据え置かれているということでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

ここでいう特別職というのは三役も議員も全て入っておりまして、三役については平成10年4月1日を最後に、議員につきましては平成12年4月1日を最後に据え置かれているという状況でございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今回の審議会の開催は議長の依頼ということで、当然といいましょうか、議員報酬に関連すると思うんですが、いわゆる社会情勢の変化っていうのは他の三役も同じ条件かなと思うんですが、その三役の報酬等の見直しは今回、見直しといいましょうか、協議、審議会における審議はなされなかったのか、なされたけれども据え置かれたのか、ちょっと伺います。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

そもそもその社会情勢の変化っていうのをどういうふうに捉えたかというところなんですけれども、一つ指標になるかなというのが人事院勧告ですね、これ実際には職員に直接適用されるもので特別職には適用されないんですけれども、民間給与との比較ということでございます。ある意味、社会の経済状況を表す指標というふうに捉えております。平成12年頃からこれがやや停滞し始めて、平成26年頃までマイナス勧告の期間が多くございました。ですので、これまで据え置きが妥当という判断ですね。で、今回令和5年度ですね採用訴求力のある給与に改善するために、職員については若年層を中心に大きく増加した。官民格差についても0.96%ということで、平成9年の1.02%以来26年ぶりの大きい改定の水準であったということが、まず背景にございます。それも踏まえて、審議会の開催に当たって資料を調整してきたんですけれども、その過程で三役についても類似団体との比較など検討を行ってきたところです。人口規模に近い28団体との比較では、三役についてはおおむね中間に位置しておりまして、町としては現行額が妥当ではないかと判断しました。一方で、議長、副議長、議員は、中間よりも下に位置するという結果でございましたので、そうした資料全て含めて、会議の中でもお示しをして、三役の改定は行わないという考えを説明して、議員報酬のみについて諮問を行ったということでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。議員報酬の改定、特に増額というのは非常にデリケートな問題といい

でしょうか、法律的な義務ではなくても住民感情であったり何らかそういうようなものも考慮すべきかなと思うんですが、この審議結果をそのままいいでしょうか、こうやって増額の条例改正として上がってきているのは、その間に議会に対して何らかこういう方向であると、こういう条例を提案する方向であるというような報告、説明等を行われたのでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

議会については改定する内容といいますか、そもそも資料自体がこういった改定をついて一つの提案ではなくて、幾つかの試算を行ったものを資料として提示して、皆さんにご意見を頂いたということでございます。議会の方には事前に話をしたことはございません。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

先ほどこの議員報酬の審査の中で、さまざまな例えば影響であるとか比較であるとかという議論したということですが、その論理でいきますと、例えば今後行政三役が引き上げになったとしますと、比率という話で言えば、議員報酬もまた改定の俎上上がるということになるのか。その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

今回の議員報酬の町からの資料の提案の中での試算の基礎となったのが、平成28年に議会の方で特別委員会が設置されて、翌年に報告書という形でまとめられているものを引用させていただいたところになります。その中で、全国町村議会議長会の議員報酬標準案というのがございまして、これが議長、副議長、議員それぞれ首長給与月額と比較して何%相当がおおむね妥当だろうというふうな報告がなされておりました。これを踏まえて、今回の額の改定ということが一つの基準になっておりますので、今後社会情勢の大きな変化等踏まえて、改定の必要がまた出てきた時には三役も含めたところで一緒にまた議論することになるというふう考えております。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この審議会の開催時期のことなんですけれども、もう前回は平成12年からかなりブランクがあるわけですね。今回の審査の中で、あまりにもブランクが開き過ぎてい

うことは議論にならなかったのか。また今後もう少し頻度を上げてやっていくというような話にはなっていないのか。この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

町の方で準備した資料の中に、これまでの改定状況ですとか、先ほど少し説明申し上げました人事院勧告の状況ですね、こういったこともご説明を申し上げて、停滞していた時期が長かったということで開催しておりませんでしたということで一定ご理解いただいているというところです。今後につきましては、お手元にお配りした答申書の表面の一番下ですね、付帯意見というところがございますけれども、今後の社会経済情勢等の変化に伴う報酬額の妥当性については、必要に応じ再検証されたいというふうなご意見が出されております。いわゆるこれが、またその変化に応じてこうした審議会を開催して検証すべきだというご意見でございますので、それを踏まえて今後の開催については検討していきたいというふうに考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

審議内容の中で、なり手不足とか議員になることへの魅力向上という点で議員報酬を上げるということですが、果たして何割の方がそういうふうに思われての報酬を上げる結論に至ったのか教えてください。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

報酬額自体の増額改定については反対意見というのはなくて、おおむね皆さん増額が妥当だよということでした。そういった議論の中で幾つかご意見を紹介すると、なり手不足の問題、それから昨今の社会情勢、財政状況の兼ね合いもある中で、報酬の額をどう位置付けるかという議論ですね、先ほど私が申し上げました一応2つのパターンで試算したという中のどちらかなというご意見だったと思います。それから、議員のモチベーションを上げるという意味も含めて報酬を増額してもいいんじゃないかなとか、あと議員は議員活動だけでなくさまざまな活動をされていると。一生懸命頑張ってくれている議員に多くもらっていたきたいという思い、こういったご意見ですね。それと、今後に期待を込めたご意見、若い方に議員になってもらってまちづくりに積極的に参加してもらいたい、町を盛り上げるためにも議会には頑張っていたきたい、議会にももっと議員の魅力を発信してもらって、議員になりたいと思う方が増えていけば報酬も上げていいんじゃないかといったご意見がございました。割合的に何%というのは出して

おりませんけども、こういった内容だったというふうにご理解いただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

そうしますと八木委員がおっしゃったように、今までそういうふうな傾向がありながら今日に至って今改定ということになったということですかね。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

そのようにご理解いただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先ほどの答申の表の一番下に「必要に応じて再検証されたい」という意見がありますが、ということは報酬等審議会ってというのは、あくまで議長もしくは町長であるとか、依頼があって初めて開催されるということで、ちょっと確認ですが、間違いないでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

報酬審議会自体は町長の諮問に応じというふうになっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今回の条例の改正に当たって開かれたこの特別職報酬等審議会の会議の中で、委員から出された今意見が縷々話があったんですが、その内容については私たちも非常に真摯に受け止める必要があると思うので、内容的に議員に今後期待したいものというものを、やはり我々にしっかりと受け止めるためにも提供していただきたい思いがあるんで、それは可能でしょうか。

○委員長（金子恵委員）

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

この審議会の規則の中には、会議の公開、非公開という規定はないんですけれども、町の情報公開条例に照らせば、町の機関の内部における審議、検討、協議に関する情報

で、公にすることにより率直な意見の交換、意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れ、不当に町民の間に混乱を生じさせる恐れなどなど非開示情報というふうになっております。今回の審議についても、非公開を前提に行ってまいりました。会議の内容というのは整理しておりますので、公開はできないまでも、その提供についてはちょっと検討させていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

当然、報酬等審議会の皆さんの意見というのは尊重すべきではあると思うんですが、あくまで諮問でもあるので、必ずしも答申されたことをそのまま反映するものでもないのかなと思うんですが、金額等は当然審議会で決めていただいているんですが、答申の実施時期が4月1日となっていますけれども、これについて例えば答申が上がってきて、町の方として時期についても妥当と考えられたんでしょうか。つまり、裏には審議会の方では町議選の再選挙がっていうことでしたけど、同時に町長選挙もあるわけですが、町長選挙の直前に議員報酬を上げるっていうようなことについて、特に町の方で何か検討とか議論はなかったのか。その時期について妥当とお考えになったのか。お考えだったから出したんでしょうけど、ちょっともしお考えがあれば伺います。

○委員長（金子恵委員）

八木議員に申し上げます。選挙と政策、政治というのは別物だと思いますので、ちょっと質疑としてどうかなと思いますけど。

いいですか。

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

この報酬の審議については、国の通知で報酬の額だけではなくて、改定の時期についても諮問をするということになっております。で、両方を今回町長の方から諮問させていただいたと。審議会の中でさまざまな議論がある中で令和6年4月からということと、額についてはお示しのおり増額することが妥当であるという答申が出ましたので、それを尊重しつつ最終的には町の方で答申どおりにということと判断させていただいたところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

私は、議案第5号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例に、反対の立場から討論いたします。最初に申し上げておきますが、私は議員報酬の増額そのものに対しては決して反対ではありません。昨年9月に本町議会議会運営委員会が実施した報酬に関するアンケートに対しても、増額の方向で見直しを行うべきと回答いたしました。その上で今回報酬増額に反対いたしますのは、議員報酬増額は議会として納税者である町民への丁寧な説明が必要となる事案であり、提案権は町長にあるとはいえ、そもそも改定が必要かどうか、その提案の適切な時期はいつかなど、事前に議会内でも一定の合意形成をすべきであると考えますが、それが十分と思われなからです。報酬を改定すべきかどうか、正確には町に特別職報酬等審議会の開催を依頼し、改定が適当との判断に至ったとしたら、町に議案として提案してもらおうかどうかということですが、その場合、実際に審議会が開かれても報酬の増額や適切な時期というのが決定したら、もうそれが基本的には先ほどの説明のとおり、町としてはそれを尊重し、反映するというのであれば、なおさらその審議会の開催依頼自体を議会の方として極めて慎重に時期を判断してお願いすべきかと思いますが、質疑の方では議長が昨年7月31日に開催を町長に依頼しているということで、そうであれば我々議員がその後9月に議会運営委員会の報酬増額に関するアンケートに答えたことに対する意味がよく分からなくなります。もし、そこで議員が仮に増額すべきではないという多数意見で一致しても、もうその時点で審議会の開催が決まって、審議会の方が増額と決定したらそのまま議会の意思と関係なく提案が出るということになります。ただ、今回はもちろん議会運営委員会からも全員協議会においてアンケートの結果は増額がほとんどということだったという結果を受けてますが、それは結果論であって、ちょっと順番としてはおかしいのではないかと考えております。繰り返しますが、私自身は増額に賛成であります。とはいえ我々議員は自身の報酬額を知った上で、昨年4月に自ら議員になりたくて立候補した大前提がありますので、増額するにしても性急に行う必要がありません。にもかかわらず、当選から1年たっていないタイミングで報酬の増額を認めるということは、たとえ町からの提案であっても町民からは非常に恣意的な動き、いわゆるお手盛りのような目を議会が向けられても仕方がなく、信頼に関わってくると考えます。また、なり手不足というのも一つの理由として挙げられており、私もその増額の必要性の理由としてはそれを考えますが、このタイミングでは今度の再選挙において1議席に対して6人から7人の候補予定者が説明会に来て、なる意欲を示しているということがあり、なり手不足という理由、根拠も、ややこのタイミングとしては町民の納得を得にくいというようにも感じます。以上のように、報酬増額の経緯、タイミングについて疑義があり賛成できませんので、反対いたします。

○委員長（金子恵委員）

次に、賛成討論はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

賛成の立場からですね。この現下の経済情勢を踏まえてということと本町の財政状況、それから全国の類似団体との比較、および議員としての職責や活動状況を加えて、一般職職員の給与改定状況を総合的に勘案したということでもありますので、この改定が妥当であるという評価について支持をして賛成討論といたします。

○委員長（金子恵委員）

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

賛成の立場から討論いたします。一つは、議会運営委員会で現在報酬を議員としてどうあるべきかということ審査している最中と重なってこの審議会が出してきたという点については、ちょっと私の中でもいまひとつ整理がついてないので、若干の疑義は感じるところはあります。ただし、私の考え方としてはやはり自らの報酬を自ら引き上げるという形はよろしくない。やはり報酬審議会に諮って報酬審議会の意見を尊重すべきかなという考えを持っております。ですので若干議運の審議と報酬審議会の審議というのが重なっていて、うまく整理がついてないという点にはちょっと疑義は、自分の中で整理はついてないんですが、報酬審議会が判断して、いろんな先ほど述べられた内容で審査して、その結論を町として出してきたという点では、そこは尊重してもいいのかなという点で、この改正については賛成したいというふうに思います。以上です。

○委員長（金子恵委員）

次に、反対討論はありませんか。

それでは、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第5号長与町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

場内の時計で10時15分まで休憩します。

（休憩 10時05分～10時12分）

○委員長（金子恵委員）

それでは休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第6号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

それでは議案第6号につきまして提案理由を申し上げます。本議案は、中央教育審議会から発出された「令和の日本型学校教育が目指す、全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」に向け、学識経験者、学校関係者、保護者とさまざまな立場からの意見を参考にし、長与町における義務教育学校制度をはじめとする新しい義務教育の在り方を検討していくために、「長与町あたらしい学校づくり検討委員会」を附属機関として新たに追加するものでございます。委員の構成は10人以内、任期は2年としております。なお附則につきましては、施行期日を令和6年4月1日としております。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

ちょっと確認なんですけども、この検討委員会ですけども10人以内ということで、これについては町内の方に限定するものか、それとも町外の方も含めるのかというのをちょっとお伺いします。

○委員長（金子恵委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

まず、検討委員会の委員の構成につきましては、現段階ではまだ構想中でございます。委員会の設置が認められてから考えていきたいと思っております。できるだけ本町在住の方を目安に考えておりますが、本町以外でもこの検討委員会に有効なご意見等お持ちの方を選定していきたいと考えておるところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

長与町あたらしい学校づくり検討委員会規則の案の中の第3条の今委員おっしゃったような10名以内ということで、1、2、3、4とありますが、この1、学識経験者とか町立の小中学校長、町立の小中学校PTA代表ということですが、その4番目の第3号に掲げるものの他、教育委員会が必要と認める者、この必要と認める者というのはどういう方ですか。

○委員長（金子恵委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

本町の教育委員会事務局のメンバーを考えておるところでございます。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

この新しい学校づくりの検討ということであれば、今まで学識経験者の小中学校の校長先生とかです。PTAっていうのはおおむね分かるんですけども、私も前職教員でしたので、大体学校づくりに必ずいわゆる学識経験者とか。私当時組合の委員長をしていてですね、必ず組合の方を入れるということで、考え方の違う方を入れるということで、私も、なかなか語弊がありますけれども、このいわゆる検討委員会、いろんなものの答申というのは比較的非常に学校寄りというか、正直言ってですね、だから新しく学校づくりの検討であれば、全く意見の違う方を入れるというお考えありませんか。

○委員長（金子恵委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

いろんな多面的、多角的な角度からご意見を頂きたいと思いますので、今の委員の意見等を参考にさせていただきながら委員の選定をしていきたいと思っております。特にこの新しい学校づくりに関しては、地域のご協力を多分に頂かないといけないところもございまして、自治会長であるとかそういった地域の方というところも考えていかなければいけないなと思っております。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

そういうことなんですけども、やはり働き方改革とかです。これから大変な問題が出てきてですね、例えば文科省の結果っていうのも勉強しています。片や日教組が出している、数字一緒なんですけども内容の切り口が全然違うということでは、両方から見ていくのが非常に将来性に資するものということで、この検討委員会、ぜひやっぱりものすごい今の時代、教育も非常に厳しいので、もっと広い広い分野からお集めになるというふうなお考えはないか、さらにお聞きします。

○委員長（金子恵委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

働き方改革等いろいろな数字、同じ数字を見ても、いろんな角度、切り口から、いろんな考察等が出されております。それぞれ目指すところは、今の教職員の働き方がよりよいものになること、それを踏まえて、子どもたち、児童生徒の教育がよりよいものになることを目指しておるものと考えているところがございますので、広く全く違うものとは捉えておりません。ですが、いろいろ先ほども述べましたけれども、多面的、多角

的な角度からのご意見を頂くような、委員の構成を考えていきたいと考えておるところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

本会議の中での説明で、幼稚園や保育園それから小学校、中学校と連携していくってというような話と、あと不登校、学力向上等につなげていきたいというようなご説明だったかと思うんですが、私が以前教育委員会所管の議会の委員会に所属していた時に伺っていたのは、本町では小中連携というのは比較的やっていたのになあという、私個人的に思っていて、今もやってるのにこれをやって同じことじゃないかなと、率直に言って。その違いがどういうことなのかということと、あと設置する以上はやはり目当てっていか目標を定めていくというふうに思うんですが、例えばどういう手法で不登校や学力向上等、いろんな懸案事項を解決していくことなのか、もう少しかみ砕いてご説明を頂ければありがたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

議会の中で説明させていただきました幼保小との連携、そして中学校との連携というところで、委員お示しのとおりかねてより本町では小学校と中学校の連携というところには力を入れてきております。しかし、その中でも中1ギャップと申しますか、中学校入学段階で集団への適応が難しくなるお子さんが数が複数上がっております。そこについては、連携だけではなく小中が一貫となって取り組んでいく、小中一貫教育という言葉もございますが、そういったところのさらに連携を深め、一貫した取り組みが必要になってきているように今感じているところでございます。また幼保小との連携についても、幼稚園、保育園から小学校に上がってくる時にまた不登校であるとか集団への適応が難しいお子さんが数多く見られますので、そこについてもちょっとメスを入れていかないといけないかなと、手法を変えていかないといけないかなというふうに考えておるところでございます。そこで、また国の方から進められているのがやはり中1ギャップへの取り組みに関するその大きなギャップをできるだけ小さくしてほしいと。併せて、幼稚園、保育園と小学校とのギャップも大きなギャップを緩やかにしてほしいという形で、学校の仕組みそのものを変えていく必要があるのかなというところを考えておるところでございます。また、小学校高学年段階での教科担任制の導入、そうすることで中学校への学習へのギャップが少なくなるのではないかとということが国の方から示されております。ただし、今の小学校、中学校分けた形では教員数の不足によって、教科担任制が十分な形で行うことができない状況がございます。その一つ、突破口としましては、

義務教育学校というものがございますので、そういった義務教育学校の制度も研究しながら、小学校段階の高学年での教科担任制度の導入等を進めていきたいと考えているところでございます。その点で、小中連携からもう一步進めた小中一貫、そしてもし求められるものであれば義務教育学校制度っていうところも併せて研究を進めていきたいと考えているところでございます。お答えになったでしょうか。すみません。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

詳しいご説明ありがとうございます。具体的なことについては今後検討していくことになると思うんですけども、やはり例えば中1ギャップという点でいえば、今まで通っていた場所が変わり、そして周りにいる仲間も変わり、先生や指導の仕方がらつと変わるというのが今までの状況で、やはりそこでいろんな不安を感じたり等々でなじめないというような事例があったと思うんです。これって、文科省がそもそもそういうシステムを作っているのにこういうその10人で議論して変わるものなのかというのが、率直なちょっと疑問があるんですが、その辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

文科省もいろいろな取り組み案というものを出していただいております。その一つに義務教育学校制度もあるのかなと思うんですけども、それがそのまますぐ長与町の形に置き換えられるものかというところで、少し私たちも考えていけないのかなと思うところでございます。そこで、長与町にもし義務教育学校制度を位置付けるとしたら、どのようなメリット、どのようなデメリットがあるのか。そしてそのデメリットを解消するには、どのような切り口があればデメリットが解消し、メリットを生かした義務教育学校制度等が位置付けられるのかっていうところで、10人の委員では物足りないというような今ご指摘を頂いているところでですけども、十分今頂いている委員や、まだ構成考えておりませんが、保護者の方とか地域の方そして学識経験者等々いろいろな意見を聞かせていただけると、この10人の意見でまたこの途中でいろいろな方のご意見等も頂くような機会があればと思っておるんですが、よりよいものができていくといいなと考えているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今丁寧にご説明いただいて、ちょっともし聞き逃して重なるとこだったら申し訳ないんですけども、これは「義務教育学校制度及び週当たりの授業時数の見直しに係る事

項の調査審議」とありますが、これからも設置されましたらずっと永続的にといえますか存在する委員会になるのでしょうか。それとも何らかの見直しを協議して決定したら、そこでこの委員会はどっか終わるといえるのか、廃止される何かゴールがあるのか、ちょっとご説明いただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

今のご質問に対しまして、この一定の答申がこの委員会から出されましたら、この義務教育学校制度であるとか、週当たりの授業時数の見直し等、これからの長与町の義務教育学校への答申がまとまりましたら、この委員会は一旦終了という形で考えておるところでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先ほどからのご答弁で、長与町ならではのいいのでしょうか、長与町に合った形を考えたということだと思うんですが、ということはその文部科学省が令和の日本型教育みたいなものを通知といいましょうか推進してもこういう委員会を置かずに従来どおり特に何もしない自治体もあるということですかね。長与町はあくまでやはりそういう文部科学省の一つの令和日本型教育という方針がある中で、さらに長与町に合ったものをつくりつくるために設置した、つまり、しない所もあるのかちょっとそれを伺います。

○委員長（金子恵委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

他市町についての状況については把握していないところでございます。ただ県の方につきましても、その制度っていうよりも学習指導法について令和の日本型学校教育で推進している個別最適な学び及び協働的な学びについて、次年度以降研究を進めていって、それを市町の方に流していきたいという方向性が出ておるところでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。その令和の日本型教育というのが個別最適な学びと協働的な学びってのが中心だと思うんですが、それを充実といいましょうか進めることと、週当たりの授業時数を見直すということにどういう関連があるのか、ちょっと直接的に何かイメージしにくくて、ちょっと考え方があれば教えてください。

○委員長（金子恵委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

個別最適な学びと協働的な学びについてと、週当たりの授業時数というのは直接関連はないかと思うんですけども、やはり個別最適な学び、協働的な学びを充実させるためには、時間数を確保する必要があるのかなど。その関係でいうと、授業時数を減らすとその確保が難しいのではないかというような矛盾点が生じるかもしれないんですけども、やはり各教科の授業内容であるとか、教育課程であることを見直すことで、新たな時間が生み出されます。その新たな時間をより子どもたちが1人である課題に向かって調査活動をするとか、それを仲間と見合っで協働的な学びをすることで、よりよい納得解であるとか最適解を導き出すためには時間が必要になってきますので、この授業こま数の見直していうところは避けて通れないところかなと考えているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。ちょっと確認ですが、そうすると授業のこま数全体を見直すんじゃなくて、教科ごとのこま数を減らしてこま数を増やすとか、そういう意味ですかね。ちょっともし今の、これから協議とかもあるんですけど、考え方があれば、伺います。

○委員長（金子恵委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

各教科合わせた形での全体での年間のこま数ということは、国の方が示しているこま数がございまして、それをどう週の中に位置付けていくかという形で、大体基本的にはどこの市町も同じこま数にはなるんですが、これを長期休業の見直し等も含めると、今6時間目が、6校時っていう授業が小学校の高学年から中学校まで考えますと、週に5つ平日がございまして、そのうちの4日間はほとんど6時間なんですね。やはり6時間の学びっていうのがいろんな教科が詰まっていると、子どもたちも窮屈になっているところがございます。そういったところも緩やかにするには、やはり全体のこま数を維持しつつ、全体のこま数は減らすわけにはいかないんで、それを上手に振り分けていくことができないものかっていうところも研究していきたいなと考えているところでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

引き続き、議案第7号の審査を行います。議案第7号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

荒木課長。

○総務課長（荒木隆君）

では、議案第7号につきまして提案理由を申し上げます。本議案は、特別職の職員で非常勤のもの報酬および費用弁償について新たに追加をするもので、別表の教育委員会の部に長与町あたらしい学校づくり検討委員会の報酬額を加えるものでございます。なお附則につきましては、施行期日を令和6年4月1日としております。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

頂いた資料によりますと任期が2年ということで書かれてあるんですが、大体年間どのくらい会議を開催する計画なのでしょう。

○委員長（金子恵委員）

鳥山理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

現段階では年間4回を考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論はありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案原案のとおり可決すべきものと決しました。
暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

場内の時計で10時45分まで休憩いたします。

(休憩 10時36分～10時43分)

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第8号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の件を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

宮司課長。

○こども政策課長（宮司裕子君）

それでは、議案第8号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明させていただきます。本議案は、令和5年5月19日に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、これまで法の条文では使用されていなかった接近禁止命令や退去等命令の用語が、改正後の法第10条第1項および第10条の2にそれぞれ定義されたことから、条例中これらを引用している部分について改正するものでございます。なお附則につきましては、施行期日を令和6年4月1日からとしております。参考資料といたしまして、新旧対照表を配布しておりますのでご参照ください。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

よろしいですか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありますか。

次に、賛成討論ありますか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。
暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長(金子恵委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

場内の時計で10時55分まで休憩します。

(休憩 10時43分～10時55分)

○委員長(金子恵委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第9号長与町介護保険条例の一部を改正する条例の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○介護保険課長(村田佳美君)

それでは、議案第9号長与町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。お配りいたしました新旧対照表も併せてご参照いただきたいと思います。介護保険事業につきましては、介護保険法の規定により3年で1期となる事業計画により運営しており、令和5年度は第8期計画の最終年度となっております。令和6年度から8年度までの3カ年の事業計画を策定するに当たり、サービス見込み量等を推計し、長与町介護保険運営協議会においてご審議いただき、長与町高齢者福祉計画第9期介護保険事業計画を策定いたしました。本議案がこの計画に基づき介護保険料の改定等について提案するものでございます。第14条第1項では適用期間を令和6年度から令和8年度までとし、第1号から第13号までに掲げる第1号被保険者の保険料を、第9期計画で定めた額にそれぞれ改定するものでございます。第2項から第4項までにつきましては、保険料の改定に伴い第1項第1号から第3号までの低所得者保険料軽減に係る保険料についても改定を行うものでございます。第16条第1項につきましては、普通徴収の方法によって徴収する保険料の納期について、これまで始期と終期を定めておりましたが、納付書の発行時期により始期前に納付がなされている現状に合わせ、実務に沿った内容に改正するものでございます。また定める納期日が休日等に当たるときの規定を追記しております。第18条第3項につきましては、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合について、第1号被保険者の区分が13段階へ変更されたことに伴い所要の改正を行うものでございます。なお附則につきましては、第1項において本条例の施行期日を令和6年4月1日としております。また適用区分として第2項では、第14条については令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の保険料についてはなお従前の例によることとしております。以上が提案の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長(金子恵委員)

説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありますか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

介護保険料条例の一部改正ですが、これから後期高齢者が当然この町でも増えて高齢者の割合が、ということは若年層の負担割合と高齢者の負担割合というのはすごいギャップが出てくるように感じるんですが、これから大体どのような割合で、要するに若年層の負担と高齢者の負担というのは同じように割合が上がっていくわけですか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

若年層のっていうのは、介護保険が第2号の被保険者が40歳以上になってますけど、ですからそれはそれぞれの社会保険料とかの中で保険料率が決まっておりますので、今回こちらの方で保険料の算定をする分は65歳以上の方の分になっておりますので、給付費が増えてくれば増えてくるようになると考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

今回から第9期の介護保険事業計画になって、保険料の率とか料も変わるということですが、この中で、基本的な考え方としては低所得の方々については負担が増えないように、むしろ軽減するよという形にして、その代わりと言っはなんですが一定所得があるの方々については負担をお願いするという、基本的にまずそういう考え方で理解してよろしいかお伺いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員長（金子恵委員）

堤委員。

○委員（堤理志委員）

それで、今度これを通った後に住民の方に対して説明する際に、額だけを見ますと、全協の中でも議員から質問があつてまして、2号の方が何か上がるのかなという誤解を生じる部分があると思うんですよ。実際には軽減が適用されて、第1段階、第2段階、第3段階はみんな引き下げですよ。そこを間違わないように分かりやすく説明するという必要があると思うんですが、その辺りは十分そういうふうにするのかと。いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

確かにこのように、この間お出しした参考資料だと軽減前と軽減後の金額がありまして、軽減前のものが以前より上がっているってところがあるのでちょっとそこが分かりにくいところではございますけども、住民への説明の際には軽減後の金額のみで説明する、2段書きにするとちょっと分かりにくくなってしまいますので、実際支払う軽減後の金額でお示しをしたいと思っておりますので、そこの混乱は生じないと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

介護保険料は当然介護サービスとかの利用状況とかで市町変わってくると思うんですが、先日の全協での説明で認定率、要介護と要支援の、県内では下から5番目だったかなと思うんですが、これはあくまで施政の考え方を伺うことになるんですけど、そういう要介護、要支援の認定率を上げないようにしているということはないですよ。つまりこれはどうしてかという、実際にはそういうことがなくても、介護に限らず例えば障害のことでですけど、「他の市町だったら認定してくれるのに、長与は」みたいなことをよくおっしゃる方が、多分それは長与町だけじゃなくて、よその市町でもいらっしゃるんですね、うちの町は厳しいと。それは多分たまたま何かそういう体感するようなことがあったりするだけだと思うんですけども、せっかくなんでここで言うだけならばと思います。決してそういう要支援、要介護の認定率をあまり認定しないように何かしら意識したりということは当然長与町はないと言っただけですか、大丈夫ですよ。答えられれば。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

認定する際には、国が基準を設けている認定調査の内容ですとか、主治医に意見書を書いていただいた内容に応じて、各審査会の先生方が国の基準に従って審査していただいている状況なので、こちらの采配というのがなかなか出てこないような状況にはなっております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。いいですか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号長与町介護保険条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長(金子恵委員)

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第10号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、議案第11号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、この2本を関連がありますので審査を同時にしたいと思います。この件に関し説明を求めます。

村田課長。

○介護保険課長(村田佳美君)

それでは、議案第10号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。お配りいたしました新旧対照表も併せてご参照いただきたいと思います。まず今回の議案第10号から13号につきましては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴い、一部または全部改正により、現行条例の規定内容を整理するものでございます。本改正につきましては、現行条例では規則に委任するなどにより定めておりましたが、規定事項が不足しているものがあり今回整理するものでございます。なお運用につきましては、これまでも基準省令に沿ったものであり変更等はありません。それでは、議案第10号の改正の趣旨からご説明いたします。改正の趣旨としましては、居宅介護支援事業所における効率的なサービスの提供および高齢者虐待防止の推進を行うものでございます。主な改正内容としましては、第5条はケアマネジャーの人員基準について利用者35人に対し1人だったものを利用者44人に対し1人に、また公益社団法人国民健康保険中央会が提供するケアプランデータ連携システムの活用および事務職員の配置を行った場合には利用者49人に対して1人とする改正でございます。第6条第3項第2号は管理者の兼務範囲について、提供する介護サービスの質を担保しつつ介護サービス事業所を効率的に運営する観点から、管理者が兼務できる事業所の範囲について同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化しております。第7条第3項は居宅サービス計画の利用者に対する説明をし理解を得ることについて、一部を努力義務とすることについての見直しを行うための改正、第16条第1項第3号および第4号は身体的拘束等の適正化

の推進のため、利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き身体的拘束等を行ってはならないこととすることを追加いたしております。第17号は指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングの方法について原則月1回の利用者宅の訪問を義務付けておりましたが、利用者の状態によってテレビ電話装置等を活用してのモニタリングも可能とする改正でございます。第25条は事業所内での書面掲示を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付け、その際1年の経過措置を設けることを追加しております。第32条第2項第3号は身体的拘束等を行った状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録することを追加いたしております。なお附則につきましては、第1項において施行期日を令和6年4月1日とし、第2項の改正規定および附則に1項を加える改正規定は公布の日から施行し、新条例の附則第2項および第3項の規定につきましては、令和3年4月1日から適用することとしております。第3項において重要事項の掲示に係る経過措置を令和7年3月31日までとすることとしております。以上が提案の内容でございます。

引き続き、議案第11号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明いたします。お配りいたしました新旧対照表も併せてご参照いただきたいと思います。改正の趣旨としましては、指定介護予防支援事業所の指定についての改正や高齢者虐待防止の推進を行うものでございます。主な改正内容としましては、第5条、第6条は指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業所の指定を受ける場合の人員配置についての規定を追加しております。第13条第2項および第3項は、指定介護予防支援事業者は通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを利用者から受けることができることを、第24条は重要事項について書面掲示に加えウェブサイトに掲載することを義務付け、第31条第2項第3号は身体的拘束等を行った場合の記録の整備についての規定を、第33条第1項第2号の2および第2号の3は身体的拘束等の適正化の推進についての規定を追加するものでございます。第3号から第15号につきましては居宅介護支援に合わせて表現を改めるものでございます。第16号では指定居宅サービス事業者等との連携によるモニタリングの方法について、第29号では市町村に対する情報提供についての条文を追加しております。なお附則につきましては、第1項において施行期日を令和6年4月1日とし、第2項において重要事項の掲示に係る経過措置を令和7年3月31日までとすることとしております。以上が提案の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

説明が終わりました。これから、10号、11号に対する質疑を行います。質疑はあ

りませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

議案第10号で、参考資料をいただいている新旧対照表の7ページの上段の方の新設
ってところで、省令の改正による追加の部分なんですけれども、要するに身体的拘
束についての事項が書かれてあるんですが、これは読めばそのとおりかなとは思って
ますが、これまでとこれでどう変わるのかちょっとそこをお伺いしたいと思います。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

これまでとこれからがどう変わるかというところなんですけど、これは居宅の方にな
りますのでケアマネジャーとかなので基本的には身体拘束ってあんまりするような事業
所ではないんですけども、今までこう明文化されていなかったけどもそれを明文化する
ことによって、よりはっきり身体拘束について規制していくという形での改正になっ
ております。なので実際今までも身体拘束をしているようなことはないとは思って
すけど、それが明文化されたという理解をしていただければと思います。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今回の条例に関わるような指定居宅介護支援事業所ってというのは、町内については何
事業所ぐらいあるんでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

本町には14事業所がございます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

町内、居宅介護サービスを受ける方ってというのは町内の事業所のを受けることにな
るんでしょうか。そういう別に決まりはない。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

町内の事業所を使わないといけないという決まりはございませんので、町外の事業所
を使っていらっしゃる方もいらっしゃいます。

○委員長（金子恵委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

最初のご答弁にもあったかもしれないんですが、そうするとこの条例があくまで指定されるのは町内の事業所だけ、ですけれども長与町のそういう介護サービスを受ける対象の方が必ずしも町内の事業所のサービスを受けるわけではない。一応繰り返すですけどそういうことですよ。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

おっしゃるとおりでございます。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

参考資料の新旧対照表15ページの新しい部分で省令の改正による追加の一番下の方で、ウェブサイトに掲載しなければならないということが設けられると思うんですけども、現在やっぱりこういう介護の事業所で、中小というか、大きな事業所は別として、小規模な事業所にとっては一定こういうウェブサイト、今回の規定によって新たに作らないといけなくなるのかなと思ひまして。そうなった場合に財政的な負担もかかってくると思うんですが、これについてはもうあくまでもその事業所負担なのか、それとも何らかの形で補助、サポートするのかどうか、この辺りはいかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

このウェブサイトというところが、ホームページであったり、また別の方法でもっていうところもありますので、その介護の事業所というのがシステムによって登録しないといけないようなウェブサイトもございますので、そういうところに掲載するという方法もあると思います。なのでそういったところで、費用はかからないものと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

第11号の2ページの例の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護っていうことですね、それに要した交通費の支払いを利用者から受け取ることができるという、こ

れについてはこれだけ書いてありますけども、何かこう交通費の支払いっていうのも、これだけですって言ったならそれだけ払うということでは、かかりましたってというのは何の根拠で、領収書かレシートが何かあるんですか。これで払ってちょうだいというそういうことですか。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

今回この規定が追加されたのが、今までこの介護予防というのがこちらの長与町にある包括支援センターだけが扱っていたんですけども、それが10号の規定等にある居宅介護支援事業所の方も指定を受けれるようになったというところで、これが追加されているというところになっております。なので、そこで居宅の事業所が利用者を訪ねた際にどれぐらい交通費がかかってってというのがあって、それを利用者に請求できるという規定が設けられてるんですけども、そういった交通費の規定というのはその事業所ごとにそういう運営規程というのを設けておまして、そこで金額等を明記しておりますので、その辺の基準に従って徴収することになると思います。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

ということはそれぞれの運営規程に従ってということですか。分かりました。そして、その下に3番、指定介護予防支援事業者は原則として重要事項をウェブサイトに掲載しなければならないと書いてますね。しなかったらどうなるんですか。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

しなかったらという罰則規定は特に設けられてはいないんですけども、そういうところはこちらの方が事業所に運営指導とって指導する際にそういった指摘をして、また掲載を促す形になるかと思います。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

この第10号の提案理由のそもそも、いわゆる指定居宅サービス等の事業の人員が現実今現在足りないというふうなことはあるんですか。よく新聞等で非常に募集されてるのを見て、そんなに足りないのかなというふうな素朴な疑問があるんですが、本町でそういう傾向があるのか。また将来的に多分高齢人口増えてくるでしょうから、そういうふうな見込みとかここにはこれだけ要るのに今いないんだなというふうな予見というのをされておりますか。

○委員長（金子恵委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

今後高齢者が増加してくると、介護サービスを利用される方が増加するというのはもう予測できることですね。それに対してケアマネジャー1人当たりの持ち件数っていうのが今回見直しされてますので、若干全体的に見ると足りないことがあるかもしれないという予測の下に増加されているとは思っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○委員（堤理志委員）

質疑はありませんか。

金子委員。

○委員長（金子恵委員）

この10号、11号に関してはちょっと理解がなかなかできていない部分が多々あるので、的外れな質問になるかもしれないんですけども、今回改正ということで、これまで問題事例についてはケアプランを担当する仕組みっていうのを導入されてきたかと思うんですけども、その画一的なケアプランに関して過剰なサービス、そういうものの問題事例が出てくるといことで、なかなか見直しにつながらないという状況が多く見られたというふうに書いてあったんですけども、その中でもサ高住、サービス付きの高齢者住宅っていうものの運営者との関係っていうんですかね、との関係で見直しが進まないという課題もあるというふうに聞いたんですが、本町にサ高住があるかどうかっていうことの確認、どのくらいあるのかということと、そのサ高住との指導とかそういうものになるのか分からないんですが、そういうところ是对应的なものというのはどういうふうになっているのか、ちょっと今後のために教えていただければと思います。

○委員（堤理志委員）

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

現在サービス付き高齢者住宅は4カ所あります。そのサービスの内容というかその精査っていうのは、別途居宅介護サービスの計画等を立てますので、サ高住だからサービスがっていうところの基準っていいですか、サ高住だからこういうふうなサービスができますっていうところじゃなくて、個別にサービス計画を立ててプランを作成するようになっておりますので、特段この施設に入居されてるからということで差はないと考えております。

○委員（堤理志委員）

委員長を交代します。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

採決は1つずつ行いたいと思います。まず、議案第10号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号長与町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第11号長与町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の件を採決したいと思います。

これから討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第11号の件を採決します。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（金子恵委員）

休憩を閉じて委員会を再開します。

これより、議案第12号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例、議案第13号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例、この2本は関連がありますので一括して審査を行います。提案理由の説明を求めます。

村田課長。

○介護保険課長（村田佳美君）

それでは、議案第12号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、提案理由をご説明いたします。お配りいたしました改正点まとめも併せてご参照いただきたいと思います。基準省令の改正の趣旨としましては、医療と介護の連携の推進や、感染症などへの対応力の向上、生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり、高齢者虐待防止の推進などがございます。主な改正内容につきましては、省令改正部分のみを説明いたします。お手元の改正点まとめ議案第12号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例をご覧ください。まず①定期巡回随時対応型訪問介護看護では、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進、書面掲示規制の見直しのための改正を行っております。②夜間対応型訪問介護、③地域密着型通所介護、④認知症対応型通所介護では、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進を図るため改正を行っております。⑤小規模多機能型居宅介護では、管理者の兼務可能な他事業所の限定をしないこと。身体的拘束等の適正化の推進、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保、および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け等を規定しております。⑥認知症対応型共同生活介護では、管理者の兼務範囲の明確化、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携を規定しております。⑦地域密着型特定施設入居者生活介護では、生産性向上に精神的に取り組む特定施設に係る人員配置基準の特例的な柔軟化、管理者の兼務範囲の明確化、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携を規定しております。⑧地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護では、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携、ユニットケアの質の向上のための体制の確保に関する規定を追加しております。⑨小規模多機能型居宅介護では、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進について規定しております。なお附則につきましては、第1条において施行期日を令和6年4月1日とし、第2条から第17条につきましては経過措置について規定しております。以上が提案の内容でございます。

引き続き、議案第13号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例につきまして、提案理由をご説明いたします。お配りいたしました議案第13号改正点まとめも併せてご参照いただきたいと思います。基準省令の改正の趣旨としましては、医療と介護の連携の推進や、感染症などへの対応力の向上、生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくり、高齢者虐待防止の推進などがございます。主な改正内容につきましては、省令改正部分のみを説明いたします。お手元の改正点まとめ議案第13号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な

支援の方法に関する基準を定める条例をご覧ください。①介護予防認知症対応型通所介護では、管理者の兼務範囲の明確化、書面掲示規制の見直し、身体的拘束等の適正化の推進に伴う改正でございます。②介護予防小規模多機能型居宅介護では、管理者の兼務範囲の明確化、身体的拘束等の適正化の推進、利用者の安全ならびに介護サービスの質の確保、および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け等を規定しております。③介護予防認知症対応型共同生活介護では、管理者の兼務の明確化、協力医療機関との連携体制の構築、新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携を規定しております。なお附則につきましては、第1項において施行期日を令和6年4月1日とし、第2項から第7項につきましては経過措置について規定しております。以上が提案の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（金子恵委員）

それでは説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はありませんか。
八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先ほどの10号11号でも同様の質疑が、同僚委員からあったのでちょっと繰り返しのようになりますが、ちょっと別の議案ですので改めて伺いますけれども、こちら全般的に何々に努めなければならないとか、しておかなければならないというようなのがほとんどですが、これを実際に行わなかった場合に何らか罰則、もしくは罰則までいかなくても是正の指導等あるのか。そのためには当然もしそういうのがあれば、実際にここに書かれていることを実施しているかの確認が必要になると思うんですが、そういったものが行われる何らか制度があるのか、ちょっと伺います。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

まず、この努めなければならないというところは努力義務という形になりますので、基本罰則はございません。それをどうこちらがするかというところになりますと、運営指導という形でその事業所の方に伺って、内容を確認するという形になるんですけども、基準としては6年に1回程度その事業所に入るようにというところとなっております。その辺りで、それぐらいの頻度でこちら運営指導を行わなければならないんですけども、その運営指導の中でそういった努力義務だったり義務だったり、そういうところはしてない所については、是正を求めるような形になります。指定の内容とかによって、ひどいものになってくると指定の取り消しとかいった処分を行うことはあるんですけども、基本努力義務とかいうところを満たしてないというところで指定の取り消しとかそこまでひどい処分には当たらない。加算を受け取っているところにもかかわらずそういった規定を設けていないとか、人員を満たしていないとか、そういったことがあって、それがかなりひどいものとなると指定の取り消し、そういった処分を行うことはありま

す。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

議案第12号の改正点のまとめの中で、身体的拘束という文言が7カ所も出てきておりますが、推進ということは長与町でも、私の父親の例もそうですが拘束でかなりトラブルを起こして病気が悪化したわけですけども、そういうふうな案件というのはどれくらい把握されてますか。身体的拘束によるトラブルですね、これ非常に大きな問題だと思うんですね。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

事業所がそういったことを行って利用者にけがをさせたとかいったことがありますと、事故報告という形でこちらの方に提出していただくことになっております。ただその身体拘束をしているかどうかというところに対して、何件とかそういった報告をしようというところは特にありません。こちらも運営推進会議とかそういった事業所を訪問する際に、そういったところの数を報告があったりとかはするんですけども、件数自体はうちで把握しているわけではございません。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

件数を聞きたいんですね。こうやって身体的拘束の適正化の推進とうたってるっていうことは、何かの原因というのがあるから推進しなくちゃならないということで、よく分からないということでは答弁にはならないと思いますが、もっと具体的に分かれば教えてください。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

基本的にその数字を全体的な数字として把握はしてないという形ではあるんですけども、そういったことで事故があったらその事故報告があると。そういうのがひどいところになると、もう当然こちら聞き取りを行ったりとそういったことをしているという形ではありますので、細かい数字を把握はしてないけども、何かあったらこちらでも対処を行うという形をしています。

○委員長（金子恵委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

何かあったらということですが、身体的拘束の適正の推進をしなければならないということは、そういうふうな事象がこの町内でも起こってるという認識はおありなんですね。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

今回これを定めたのは、あくまで国の基準があつて、それを基にこの条例に反映させているという形になりますので、長与町独自にこういったことがあつたからこの条例にこの規定をしたというわけではありませんし、そういう案件が多々起こっているということもあまり報告は受けていないところですので、基本事故報告とかであつた際に対応しているという形にはなっております。どこの施設がたくさんそういったことをやるといふ情報はあまりこちらは捉えていない状況です。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

一点だけ。今言った上位法の改正によるものというので理解してるんですけども。協力医療機関との連携体制の構築というのは、もう既に今されていると思うんですよね、各随所に。かなり今回これがあつちこつちに出てきているので、町内ではほとんど問題はないっていうふうに私も各施設訪問させてもらって分かるんですけど、全国的にこういう医療機関との連携体制の構築がなされていない所が多いのかなと思うんですね。その辺の理解っていうか、はどのようなふうにお考えですか。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

おっしゃるとおり施設によって連携がしっかりしている所もあれば、いまいちうまく連携できていないような所もあるかとは思いますが。基本的にはどこも緊急時の対応として協力医はどこだつていうのをその指定の時に報告は頂いているところです。そこで今回このような規定が設けられているのが、近年感染症の拡大だつたり、そういったところがあつて、その際に突然対応でどのようにしていいか分からないとか、そういった事業所も多くあられたと思うところなので、そういったところでこの規定を設けることによって、定期的にそういった所と連携を図つたり、そういった規定をしっかり設けるといふところで、今後そういう感染症拡大だつたり、そういった緊急時の対応をしっかりしていくという考えの下、こういった規定がより明確化されたというふうにお考えしております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

西田委員。

○委員（西田健委員）

いやもう全く今までの同じような、もう1回ちょっと確認させてください。いやもう昨今介護施設の暴力で亡くなる方も、全国的にですけれどもあるんですよ。本町にはないかとは思いますが、町として何らかそういうパトロールなり何なりをした方がいいと私は思うんですけども。町がするか、別の施設、あれがやるかというのは。町として、そこら辺どういうふうにご考えておられるのか。回答されたけども、もう一度ちょっとお願いします。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

施設の状況については、先ほども話をしましたけど運営指導という形でその事業所に入ったりとかして、そこで限られた時間ではあるのでどこまでっていうのはこちらもあるんですけども、その中で虐待がないかだったり、業務の日誌だったり、そういったのを確認して行く場合もありますし、そこで働いている従業員の方からそういった虐待が起こっているとかいう通報があったり利用者からでもあったりするんですけども、そういう時はその施設の調査に伺って、虐待があったかどうかを確認し、その対応について指導するというようなことは行っております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

ちょっと私、気になるのが、7条をのところで、これは12号です。12号も、13号も同じようなものがあるんですが、基本的には常勤の管理者を置かなければならないとあるんですね。で、そう書きながら一方で、支障がなければ例えば他の地域のことにも兼務するというか従事しても構わないというふうなことが書かれてあって。今日頂いた参考資料にもそのところの解説が書かれてあって、介護サービスの質を担保しつつと言いつつ、できる時であれば同一敷地内でなくても兼務していいというのが、率直に言ってちょっと相矛盾するんじゃないかなと。介護というのはやっぱり、その認知症等々でやはり人の命とか健康とかに関わるものだから、今まではやはりきちっと見て判断する人が必要だということで常勤体制というのがあったのに、これ見ますと、効率的とか効果的という言葉が出てきて、こういう効率を優先してなのか兼務してもいいよっていうのは。ある意味相矛盾するとか、質の担保にどうなのかなというのが率直に思っています。支障がないとかサービスの質を担保するっていうのは、何をもちってそれが

逆に担保できるのかなというのを非常に私心配するんですが、いかがでしょうか。

○委員長（金子恵委員）

浦川係長。

○係長（浦川真君）

おっしゃるとおり確かに兼務の範囲が拡大すると質が確保できるのかという、そういった問題も出てくるかとは思いますが。その事業所にもよるんですけども、管理者についてなんですが、管理者が介護サービスに従事している場合もありますし、もうその管理者とだけの業務を行っているという方もいらっしゃるような、それぞれ事業所によって体系もまちまちだったりはするところもございます。なので管理者とだけで業務を行っている場合とかだったら、同一敷地内でなかったとしても近隣ある程度距離が近いとかそういった条件が、その辺りは事業者の判断にはなってくるかと思うんですけども、その辺りでサービス自体に提供するのに支障がないというふうに考えるのであれば、そういった兼務の範囲を拡大できるっていうところで、今回国の規定が設けられているところですよ。実際管理だけをやっている方とかだったら、その兼務も何カ所か可能だったり、最近だったら、通信機器を使って確認を簡単に取れたりとかそういったところもありますので、その辺りも事業者の判断にはなりますけども、人員の確保という点からも、こういったふうに兼務の範囲が拡大していても支障がないのではないかと考えております。

○委員長（金子恵委員）

他にありませんか。よろしいですか。

それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから、議案第12号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の討論を行います。

まずは、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

この12号については反対の立場で討論させていただきたいと思います。この12号は、人員それから運営の基準を定めるところで非常に重要なものじゃないかと思えます。その中でやはり常勤の管理者が必要と言いながら、効果的だったり、あるいは効率的であればということと兼務していいということになりますと、私はこの質の担保が非常に難しい、できないんじゃないかという疑念がどうしても拭えません。しかも、支障がないとかサービスの質を担保するというのが、事業所の判断ということで答弁があったということ。もう一つは、管理者というのは、やはり何か事があった時に判断を求められる人だと思うんです。その判断を求められる人が何かあった時にそこにはいないということ、私はこれは事故を招くおそれがあるということを考えて、どうしてもちよっとこれは賛成いたしかねますので、反対とさせていただきます。

○委員長（金子恵委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号長与町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは引き続き、議案第13号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の討論を行います。

まず、反対討論はありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

議案13号についても、指定地域密着型介護予防サービス事業の人員であったり、運営であったりということに対する基準を定める条例となっております。その中で、やはり12号の中でも申し上げましたとおり、介護の質を担保するといいながら、同一敷地でない所での兼務も可能というところでは、相矛盾するものだという疑念をどうしても私は払拭できませんので、12号の討論と同じ内容で反対とさせていただきます。

○委員長（金子恵委員）

次に、賛成討論はありませんか。

次に、反対討論はありませんか。

次に、賛成討論ありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号長与町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の件を採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本日の委員会はこれで終了です。皆さまお疲れさまでした。

（閉会 11時56分）